

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務センター所長（以下「<u>所長</u>」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>岩手県盛岡保健所長</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害保健福祉課総括課長及び<u>総務事務センター所長</u>をもって充てるほか、学識経験者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p>第14条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、<u>所長</u>をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長をもって充てる。</p> <p>2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) 本庁の産業医 本庁及び労働委員会事務局</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務センター所長（以下「<u>センター所長</u>」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>岩手県県央保健所長</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 特別審査会は、委員5人をもって組織し、保健福祉部障害保健福祉課総括課長及び<u>センター所長</u>をもって充てるほか、学識経験者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p>第14条 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第3条の規定による総括安全衛生管理者の代理者は、<u>センター所長</u>をもって充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第16条 産業医は、本庁にあっては知事が任命する者を、出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあっては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長（<u>盛岡市に所在する出先機関にあっては、岩手県県央保健所長</u>）をもって充てる。</p> <p>2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) 本庁の産業医 本庁、<u>労働委員会事務局及び収用委員会事務局</u></p>

(2) 保健所長である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する出先機関

(安全衛生管理事務主任)

第18条 [略]

2 前項の安全衛生管理事務主任は、センターの安全衛生担当の主任主査又は主査並びに保健所の庶務を担当する課の長、岩手県一関保健所大東支所長及び岩手県花巻保健所遠野支所の保健福祉環境課長をもって充てる。

3・4 [略]

様式第5号 (第46条関係)

[略]

[略]			
[略]		[略]	
BMI			
視力	[略]		
[略]			
	血中脂質検査	総コレステロール	[略]
		[略]	
[略]			
[略]			

[略]

様式第17号 (第55条関係)

[略]

[略]				
[略]		血中脂質検査	総コレステロール	[略]
			[略]	
[略]				
BMI				
視力	[略]			
[略]				
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(2) 保健所長 (岩手県県央保健所長を除く。) である産業医 当該保健所の所管区域内に所在する出先機関

(3) 岩手県県央保健所長である産業医 当該保健所の所管区域内及び盛岡市内に所在する出先機関

(安全衛生管理事務主任)

第18条 [略]

2 前項の安全衛生管理事務主任は、センターの安全衛生担当の主任主査又は主査及び保健所の庶務を担当する課の長をもって充てる。

3・4 [略]

様式第5号 (第46条関係)

[略]

[略]			
[略]		[略]	
BMI			
<u>腹囲</u>			<u>cm</u>
視力	[略]		
[略]			
	血中脂質検査	LDLコレステロール	[略]
		[略]	
[略]			
[略]			

[略]

様式第17号 (第55条関係)

[略]

[略]				
[略]		血中脂質検査	LDLコレステロール	[略]
			[略]	
[略]				
BMI				
<u>腹囲</u>			<u>cm</u>	
視力	[略]			
[略]				
[略]				

[略]

## 附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の職員安全衛生管理規程様式第5号及び様式第17号は、この訓令の施行の日以後に行う健康診断について適用し、同日前に行った健康診断については、なお従前の例による。